「平成31年京都市成人の日記念式典」運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

京都市では、成人に達した青年の門出をまち全体、市民全体で祝い励ますとともに、新成人に対して主体的に行動する京都市民としての自覚と今後の積極的な社会参加を促すため、「成人の日記念式典」(以下「成人式」)を開催している。また、市民の皆様とのパートナーシップのもと社会全体が青年の晴れの門出を祝い励ます気運をつくるための事業「はたちプロジェクト」を推進している。

平成31年成人式の開催にあたっては、厳粛な式典を円滑に、そして安全に進めるため、式 典の進行管理や新成人の誘導、映像・音響・照明・設営業者との企画調整に関して経験豊かな スタッフによる的確で迅速な判断、指示が不可欠である。また、上記「成人式」や「はたちプロジェクト」の趣旨を十分理解し、新成人にとって心が温まる式典にするためには、柔軟な発 想や優れた企画力を有することが重要となるため、公募型プロポーザル方式による企画競争選 定(価格以外の要素における競争)で受託事業者を決定する。

2 内容

別紙「平成31年京都市成人の日記念式典運営業務委託プロポーザル仕様書(以下「仕様書」 という)」のとおり。

3 期間

契約日から平成31年1月14日(月・祝)まで

4 委託金額の上限

2,363,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 プロポーザルの参加資格

参加事業者は、次の資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務委託の仕様書を十分に理解し、業務委託を実施できる規模のスタッフを有し、業務委託を的確に遂行できる者であること。
- (2) 京都市競争入札参加資格者であること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税及びその他本市に対する債務等を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

6 参加手続等

(1) 提出書類

プロポーザルに参加する事業者は、次の書類を提出すること。

- 参加表明書
- 提案企業概要等(様式1)
- ·式典進行計画書(様式2)
- ・会場内外の整理・誘導計画書(様式3)
- ・イベント等企画提案計画書(様式4)
- ·業務実施体制計画書(様式5)
- ・見積書及び見積内訳書(任意様式)
- (2) 提出部数

代表者印が押印されたもの 1 部 (正本) 正本のコピー又は押印のないもの 3 部 (副本)

(3) 提出期限

参加表明書,様式 $1\sim5$,見積書及び見積内訳書 平成30年8月3日(金)必着

- (4) 留意事項
 - ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
 - イ 本市は、提出された書類を事業者の選定以外の用途で使用しない。
 - ウ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、本市複製を作成 することがある。
 - エ 提出された書類は返却しない。
 - オ 複数の事業者から応募があった場合は、提出書類に関するヒアリングを実施する。
 - カ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、書面で辞退届(形式は任意)を提出すること。

7 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問者

本書及び仕様書等に対して質問ができるのは参加表明書を提出した者のみとする。

(2) 質問期限

平成30年7月27日(金)必着

(3) 質問方法

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課に電子メールで問い合わせることとする(電話又は面談での質問は受け付けない)。

(4) 回答日及び回答方法

平成30年8月1日(水)までに、参加表明書の提出があった者全員に対して、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

8 参加事業者に対するヒアリング

複数の事業者から参加表明があった場合、提案内容についてヒアリングを実施する。

(1) 実施日時(予定)

平成30年8月10日(金)午後2時~午後5時(1社につき30分程度)

(2) 場所

井門明治安田生命ビル6階 京都市子ども若者はぐくみ局会議室

(3) 注意事項

ヒアリングは、提案内容の説明時間を15分以内とし、本市からの質問及びその回答時間を15分程度とする。

9 選定委員会

以下の選定委員(予定)で構成する選定委員会が、評価基準に基づき受託候補者を選定する。

- ・京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 青少年・若者・まなび担当課長
- ・京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 課長補佐
- ・京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 係員

10 受託候補者の決定

評価基準に基づき,本市が設置する選定委員会が提案内容及びヒアリング内容について審査を行い,全ての参加事業者の順位を決定し,最も優れていたものを受託候補者(第一交渉権者)に選定する。

11 選定結果の通知

選定結果は書類によって通知する。

12 契約に関する基本事項

受託候補者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、提案内容、ヒアリング内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約日から平成31年1月14日(月・祝)までとする。

(4) 再委託について

受託事業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、本市の承認 を得なければならない。

13 スケジュール (予定)

1	質問の受付期限	平成30年7月27日(金)
2	質問に対する回答期限	平成30年8月 1日(水)
3	参加表明書・提案書(様式1~5,見積書	平成30年8月 3日(金)
	及び見積内訳書)の提出期限	
4	選定委員会によるヒアリング	平成30年8月10日(金)
5	選定委員会による選定期限	平成30年8月31日(金)
6	選定結果の通知	平成30年9月 7日(金)

14 問合せ先及び提出先

 $\mp 604 - 8171$

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階 京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課青少年・若者担当 日下

電 話:075-748-0016

メール: seijinshiki@city.kyoto.lg.jp